糸魚川地域振興局構内除排雪業務委託契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と○○○○○○（以下「乙」という。） は、糸魚川地域振興局構内の除排雪業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（業務内容）

第１条　甲は、次に掲げる業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

区　　分	作 業 形 態	内　　容
構内除排雪	機械及び作業員	別紙１「業務仕様書」による

（委託期間）

第２条　業務の委託期間は、契約締結日から令和９年３月 31 日までとする。

（委託料）

第３条　業務の委託料は、別紙２のとおり各機械の単価に作業に要した延べ実稼働時間（甲が確認した時間）を乗じて得た額（以下「税抜価格」という。）に消費税及び地方消費税(税抜価格に 100 分の 10 を乗じて得た額)を加えた額とする。

２　１か月の実稼働延べ時間に１時間未満の端数が生じた場合は、小数点第１位まで算定する。（小数点第２位以下は切り捨てる。）

３　乙は、前項に基づく委託料について、１か月分をまとめて甲に請求するものとし、甲は請求を受理した日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

（権利義務等の譲渡等）

第４条　乙は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（作業報告）

第５条　乙は、除排雪作業を実施した日ごとに別紙１「業務仕様書」で定める除排雪作業報告書を作成し、甲に提出する。

（損害の負担）

第６条　業務の実施により生じた次の各号に掲げる損害については､乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する場合はこの限りではない。

（１）第三者に与えた損害

（２）甲の管理する建物等の財産に与えた損害

（３）乙の管理下にある機械、作業員にかかる損害

２　乙は、前項第１号及び２号の損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

（契約保証金）

第７条　契約保証金は、〇〇円とする。

２　前項の契約保証金は､契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号）第 44 条第 1 号又は第 3 号に該当する場合は免除する。

（契約解除）

第８条　甲は、次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

これにより甲が損害を受けた場合は、乙に損害賠償請求することができる。

（１）乙の責めに帰する理由により、除排雪作業をしないとき。又は同作業を実施する見込がないと認められるとき。

（２）前号のほか乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

２　甲は、前項の規定によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

（４）その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

（６）下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（７）乙が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

３　乙は、前２項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその賠償を請求することができないものとする。

（条項外事項）

第９条　この条項に定めのない事項及びこの条項の解釈に関して疑義が生じたときは甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自１通を保有する。（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）

令和８年　　月　　日

糸魚川市南押上１丁目 15 番１号
甲　新潟県
糸魚川地域振興局長　白 沢　知 美

乙